

令和5年度 土地改良技術

災害応急用ポンプ資材庫建築工事（解体及び基礎）

特 別 仕 様 書

近畿農政局 土地改良技術事務所

項 目	内 容	摘 要
第1章 総則	令和5年度 土地改良技術 災害応急用ポンプ資材庫建築工事（解体及び基礎）（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和5年9月）」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、近畿農政局土地改良技術事務所の災害応急用ポンプ資材庫の解体及び基礎工事を行うものである。	
2. 工事場所	京都府京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地	
3. 工事概要	災害害応急用ポンプ資材庫 解体 既設S造平屋 A=208m² 基礎工事 ソイルメント杭 H=3200 A=13.8m² 建設発生土運搬・処分 一式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
第3章 施工条件		
1. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日として、雨天・休日等12日（月平均）を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。	
2. 工事を施工しない日	原則、土曜日、日曜日、大型連休、年末年始休暇とする。ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
3. 工事を施工しない時間帯	原則、平日の午後5時15分から午前8時30分とする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
第4章 現場条件		
1. 土質	本工事の施工場所（地盤改良工）の土質は、砂質土を想定している。 また、運搬・処分する建設発生土には、鉛0.026mg/Lが含有している。	
2. 第三者に対する措置		
（1）騒音、振動対策	1）騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 2）特に、既設構造物の取り壊し等には、低騒音・低振動の機種を使用するものとする。	

項 目	内 容	摘 要																		
(2) 現場内への立ち入り制限等 (3) 保安対策 (4) 交通対策	3) 工事の着手前及び施工時には、次表のとおり騒音・振動調査を実施するものとし、その調査結果について、速やかに監督職員に提出しなければならない。 なお、測定結果が下表に示す基準値を超える場合は、直ちに作業を中止し、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>項目</th><th>騒音レベル測定</th><th>振動レベル測定</th></tr><tr><td>測定方法</td><td>特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 (最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号)</td><td>振動規制法施行規則 (最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号)</td></tr><tr><td>基準値</td><td>85dB</td><td>75dB</td></tr><tr><td>測定日数</td><td colspan="2">工事着手前、工事実施中 各 1 日</td></tr><tr><td>測定地点</td><td>工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の 2 点 (10m・30m) を測定する。 なお、調査地点数は 1 点とし、詳細な調査地点は監督職員と協議する。</td><td>工事実施箇所の発生源及び側線上の 2 点 (10m・40m) の合計 3 点を測定する。 なお、調査地点数は 1 点とし、詳細な調査地点は監督職員と協議する。</td></tr><tr><td>測定時間等</td><td colspan="2">午前 8 時30分から 1 時間間隔で 9 回測定するものとし、1 回の測定時間は10分とする。 なお、測定の都度、主な騒音要員を適切に評価し、報告書に記載するものとする。</td></tr></table>	項目	騒音レベル測定	振動レベル測定	測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 (最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号)	振動規制法施行規則 (最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号)	基準値	85dB	75dB	測定日数	工事着手前、工事実施中 各 1 日		測定地点	工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の 2 点 (10m・30m) を測定する。 なお、調査地点数は 1 点とし、詳細な調査地点は監督職員と協議する。	工事実施箇所の発生源及び側線上の 2 点 (10m・40m) の合計 3 点を測定する。 なお、調査地点数は 1 点とし、詳細な調査地点は監督職員と協議する。	測定時間等	午前 8 時30分から 1 時間間隔で 9 回測定するものとし、1 回の測定時間は10分とする。 なお、測定の都度、主な騒音要員を適切に評価し、報告書に記載するものとする。		
	項目	騒音レベル測定	振動レベル測定																	
	測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 (最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号)	振動規制法施行規則 (最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号)																	
	基準値	85dB	75dB																	
	測定日数	工事着手前、工事実施中 各 1 日																		
	測定地点	工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の 2 点 (10m・30m) を測定する。 なお、調査地点数は 1 点とし、詳細な調査地点は監督職員と協議する。	工事実施箇所の発生源及び側線上の 2 点 (10m・40m) の合計 3 点を測定する。 なお、調査地点数は 1 点とし、詳細な調査地点は監督職員と協議する。																	
	測定時間等	午前 8 時30分から 1 時間間隔で 9 回測定するものとし、1 回の測定時間は10分とする。 なお、測定の都度、主な騒音要員を適切に評価し、報告書に記載するものとする。																		
	安全のため、第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識、技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、次表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>配置場所</th><th>員数</th><th>昼夜別</th><th>交代要員</th><th>備考</th></tr><tr><td>墨染通り（市道六地藏竹田線）から工事場所への進入地点（1 箇所）</td><td>1人/日</td><td>昼</td><td>なし</td><td>資機材・土砂搬出入時</td></tr></table>		配置場所	員数	昼夜別	交代要員	備考	墨染通り（市道六地藏竹田線）から工事場所への進入地点（1 箇所）	1人/日	昼	なし	資機材・土砂搬出入時								
	配置場所	員数	昼夜別	交代要員	備考															
	墨染通り（市道六地藏竹田線）から工事場所への進入地点（1 箇所）	1人/日	昼	なし	資機材・土砂搬出入時															
1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。 2) 工事用車両は、土砂の搬出等において、車両からの流出や飛散等を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴って公道等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、その補修工事を指示する場合がある。 4) 工事場所周辺で工事用車両が頻繁に通行する公道について、事前に路面状況等を記録しておくものとする。なお、受注者の責で公道を損傷した場合は、原形復旧を行うこととする。ただし、善良な使用にも関わらず補修等が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。																				

項 目	内 容	摘 要
(5) 通行規制	墨染通り（市道六地藏竹田線）は、大型貨物自動車（車両総重量：11トン以上、又は最大積載量6.5トン以上）の通行ができない。また、工事用資機材等の搬入出に際し、警察署への届出等が必要になった場合は、監督職員と協議の上、受注者の責任において手続きしなければならない。	
(6) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。	
(7) 防塵対策	防塵対策として工事区域内外の散水は計画していないが、必要と想定される場合は、監督職員と協議するものとする。	
3. 土壌試験	建設発生土の処分に必要な環境省が定める土壌環境基準溶出試験（28項目）及び含有量試験（9項目）については、令和5年度に実施済みであるが、建設発生土処分場から新たに試験の実施を求められた場合は、監督職員と協議の上、本工事に追加する場合がある。	
4. 工事区域内運搬に係る安全措置	1) 工事区域内で車両系荷役運搬機械を使用する際は、当該作業に係る場所の広さ、障害物、当該車両系荷役運搬機械の種類及び能力、荷の種類及び形状等に関して、施工計画書に記載するものとする。 2) 工事区域内の車両系荷役運搬機械の通行等に対する安全対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
第5章 指定仮設	本工事で指定仮設は計画していないが、必要と想定される場合は、監督職員と協議するものとする。	
第6章 工事用地等		
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別添図面に示すとおりである。	
2. 工事用地等の使用	1) 工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会の上、用地境界及び使用条件等を確認しなければならない。 2) 受注者は、監督職員の指示に基づき、工事用地等を適切に使用しなければならない。	
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。	
第7章 工事用電力	本工事で使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。	
第8章 工事用材料		
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格等は、次のとおりである。これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。 セメント系固化材 設計基準強度 FC=800kN/m ²	

項 目	内 容	摘 要																														
2. 見本又は資料提出	主要材料は、使用前に試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。																															
第9章 施工																																
1. 一般事項																																
(1) 基準点	本工事の基準点は、別添図面に示すとおりであり、詳細については監督職員が指示する。																															
(2) 試験室等に対する措置	既設資材庫を撤去した後の試験室及び防災室の壁面処理については、撤去状況を確認して対処方法を検討することとしており、必要に応じ壁面処理を本工事に追加する場合がある。																															
(3) 舗装切断に伴う排水等の処理	舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、工事区域外に排出することがないよう改修し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。																															
(4) 検測又は確認（施工段階確認）	本工事の施工段階確認は、次表に示すとおりである。ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。 <table><tr><th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr><tr><td>地盤改良工</td><td>支持層強度（トルク計）</td><td>地盤改良工初期段階</td><td>対象外</td><td></td></tr></table>	工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考	地盤改良工	支持層強度（トルク計）	地盤改良工初期段階	対象外																						
工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考																												
地盤改良工	支持層強度（トルク計）	地盤改良工初期段階	対象外																													
2. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。 <table><tr><th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>コンクリート（有筋）</td><td>有限会社京奈リサイクル</td><td>京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字棕谷37番ほか5筆</td><td>8:00～16:30</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>アスファルト</td><td>光アスコン株式会社</td><td>京都市伏見区横大路千両松町78番地</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>木くず</td><td>木材開発株式会社</td><td>京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第45-1-2号地</td><td>6:00～19:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>廃プラスチック類</td><td>株式会社利昌</td><td>亀岡市西別院町犬甘野椎ヶ原46番、46番2</td><td>8:30～16:00</td><td>中間処理施設業者</td></tr><tr><td>鉛含有土砂</td><td>株式会社チョウビ工業</td><td>京都市伏見区竹田青池町153番地</td><td>要確認</td><td>浄化处理施設業者</td></tr></table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分	コンクリート（有筋）	有限会社京奈リサイクル	京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字棕谷37番ほか5筆	8:00～16:30	再資源化施設業者	アスファルト	光アスコン株式会社	京都市伏見区横大路千両松町78番地	8:00～17:00	再資源化施設業者	木くず	木材開発株式会社	京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第45-1-2号地	6:00～19:00	再資源化施設業者	廃プラスチック類	株式会社利昌	亀岡市西別院町犬甘野椎ヶ原46番、46番2	8:30～16:00	中間処理施設業者	鉛含有土砂	株式会社チョウビ工業	京都市伏見区竹田青池町153番地	要確認	浄化处理施設業者	
建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分																												
コンクリート（有筋）	有限会社京奈リサイクル	京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字棕谷37番ほか5筆	8:00～16:30	再資源化施設業者																												
アスファルト	光アスコン株式会社	京都市伏見区横大路千両松町78番地	8:00～17:00	再資源化施設業者																												
木くず	木材開発株式会社	京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第45-1-2号地	6:00～19:00	再資源化施設業者																												
廃プラスチック類	株式会社利昌	亀岡市西別院町犬甘野椎ヶ原46番、46番2	8:30～16:00	中間処理施設業者																												
鉛含有土砂	株式会社チョウビ工業	京都市伏見区竹田青池町153番地	要確認	浄化处理施設業者																												

項 目	内 容	摘 要																					
4. 特定建設資材の 分別解体	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td><td>仮設工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工 ☒有 ☐無</td><td>☐手作業 ☒手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎</td><td>基礎工事 ☒有 ☐無</td><td>☐手作業 ☒手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他 ()</td><td>その他の工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table>	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工程	作業内容	分別解体等の方法																					
①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																					
②土工	土工 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用																					
③基礎	基礎工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用																					
④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																					
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																					
⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																					
5. 工事現場発生 材	1) 既設資材庫の解体に伴い発生する鉄骨等（H形鋼等）の工事現場発生材は、別添図面に示す仮置き場に運搬するものとし、配置については監督職員と協議するものとする。 2) 工事現場発生材は、発生材ごとに計量し、共通仕様書提出様式30（工事現場発生材報告書）により報告するものとする。																						
6. 地盤改良工	1) セメント系固化材の充填方法は、掘削時充填方法とする。 2) 掘削速度1.0m/分、引き上げ速度1.0m/分以下とする。																						
第10章 施工管理																							
1. 主任技術者等の 資格	主任技術者の資格は、入札公告によるものとする。																						
2. 工程管理	受注者は、工事施工中において計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。																						
第11章 条件変更 の 補 足 説 明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土 質 2) 転石等の出現 3) 湧水及び地下水の噴出 4) 予想できなかった騒音及び交通規制 5) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 6) 関係機関との協議 7) その他監督職員が認めた事項																						
第12章 公共事業 関係 調 査 に 対 す る 調 査	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し、必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。																						

項 目	内 容	摘 要
第13章 その他 1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のとおり提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R） 正副2部 ・工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力, 市販のファイル綴じで可）	
2. 週休2日による施工	1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。	

項 目	内 容	摘 要
3. 共通事項書の適用対象外項目 第14章 定めなき事項	①補正係数	